

令和6年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」公募要領
～EU諸国等との大学間交流形成支援～

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT
APPLICATION GUIDELINES FOR FY2024

Promoting Inter-University Exchanges
with European Universities

令和6年3月
文部科学省



目次

1.大学の世界展開力強化事業（以下「本事業」という。）の背景・目的	1	(2) 留意事項	14
2.プログラムについて	2	8. 補助金の交付等	15
(1) 申請対象となるプログラム	2	(1) 補助金の交付	15
(2) 採択件数	6	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	15
(3) 補助期間	6	(3) 補助金における不正等への対応 ..	16
(4) プログラムの規模	6	9. その他	16
3. 申請資格・要件等	7	(1) 学生等の安全確保	16
(1) 申請者等	7	(2) 安全保障貿易管理について	17
(2) 申請可能件数	7	(3) 研究インテグリティの確保	17
(3) 申請資格	7	(4) プログラム情報の公表等	17
(4) 申請要件	9	(5) その他	18
4.申請書の作成	10	10. 問合せ先等	18
(1) 申請書等	10	(1) 問合せ先	18
(2) 指標の設定	10	(2) スケジュール	18
(3) 資金計画	11	(別添1：事業一覧)	19
(4) その他	11	(別添2：申請制限対象事業)	21
5.選定方法等	12	(別添3：経費の使途可能範囲)	22
(1) 審査手順	12		
(2) プログラム委員会による意見	12		
6.プログラムの実施と評価等	13		
(1) 実施体制	13		
(2) 評価等	13		
(3) 成果の発信・普及	13		
(4) その他	13		
7. 申請書等の提出方法	14		
(1) 提出方法	14		

令和6年度大学教育再生戦略推進費¹

「大学の世界展開力強化事業」公募要領

-EU諸国等との大学間交流形成支援-

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT

Promoting Inter-University Exchange with European Universities

1.大学の世界展開力強化事業（以下「本事業」という。）の背景・目的

国境を越えた大学間競争が激化する一方で、大学間の国際的な連携・協力や、高等教育システムの調和を基礎とした国際協力も進展しています。また、既に人類が抱える課題は国境を越えたものとなっており、学術研究を継承・発展させ、人類普遍の価値を常に生み出し提供し続ける高等教育を維持・発展させるためには、課題解決等に協力して当たるための人的、物的資源の共有化による「共創」「協創」という考え方が一層重要となっています。そうした中、大学の世界展開力強化事業では、平成23年度の事業開始以来、対象とする国・地域を広げ、地球規模における大学・学生間交流を通じ、国際的な高等教育のネットワークの拡大に貢献してまいりました。

コロナ禍で停滞したグローバルレベルでの人流が回復の兆しを見せ、世界各国が国境を越えた人材獲得を進めています。特に、高等教育を取り巻く国際情勢は、高等教育や学術研究の分野で学生や研究者の国境を越えた交流や国際的な頭脳循環を活発化させています。また、世界各国で、大学を高度人材育成や科学技術の発展の中核として、国や地域を越えた競争や連携が加速している状況です。こうした中において、我が国においても、国際的に活躍できるグローバル人材の育成、世界との調和ある連携ネットワークの形成、卓越した研究力の一層の活用は必要不可欠となっており、その基盤として大学等のグローバル化をより一層進めることが重要になっています。また、近年の国際情勢を踏まえ、世界各国で経済安全保障の要請が高まりを見せています。こうした中で、高等教育においても、経済安全保障上の課題を共有し、将来の先端分野等における研究協力へとつながる国際的な人的ネットワークの形成が強く求められています。

このような状況を踏まえ、今回の公募では、経済安全保障上の重要な分野を中心とした、特に修士（博士前期）課程における国際交流プログラムを推奨し、将来の先端分野等における研究協力へと繋がる人的ネットワークの形成に貢献すること、及びその成果を具体的に我が国の大学に還元・展開することで、我が国の高等教育全体の国際競争力を高めることを目的の一つとしています。また、本事業を通じ、国際化を進める多くの大学が活用できる最

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

先端の国際教育交流の基盤を構築することで、国際的な環境で学修する日本人学生が飛躍的に増加し、日本人学生のマインドセットの変革にも寄与することを目指します。

今回の公募で開始する交流相手国は、欧州連合（EU）に加盟している 27 か国及び、その周辺の経済協力開発機構（OECD）加盟国（以下、「EU 諸国等」という）とします。

文部科学省では、欧州委員会教育文化総局との間で、「日 EU 教育・文化・スポーツ政策対話」を平成 30 年から継続的に開催しており、その中で日 EU の大学間の学生交流についても意見交換を行ってまいりました。その成果として、令和元年度には、本事業において新たな修士課程の共同学位プログラム構築を行う「日-EU 戦略的高等教育連携支援」を開始するなど、これまでも我が国と EU 加盟国との大学間連携を重視し取り組んできたところです。

EU 諸国等では、国際競争力の土台となる教育研究力の高い大学が多く存在する一方、我が国と同様に経済安全保障の要請が高まりをみせており、先端分野を中心とした国際的な学生・大学間連携において共通の課題を抱えています。そのため、我が国と EU 諸国等を軸とした大学間交流を推進し、戦略的な国際ネットワークを草の根から強化することは、経済安全保障の観点から極めて重要といえます。また、欧州に留学する日本人学生の教育段階は、これまで文系の学士課程に偏っており、留学先として欧州を選択する修士（博士前期）課程の日本人学生の割合も、アジアを選択する学生と比較して低くなっています²。このような潜在的な需要が見込まれる状況において、本事業で、欧州の大学との修士（博士前期）課程における人的交流を促進することは、潜在的な需要に対応するという点でも重要な意義があります。

こうした背景から、令和 6 年度予算においては、EU 諸国等との間で実渡航に繋がる質の伴ったオンラインでの国際協働学習等も活用した、特に修士（博士前期）段階における理系分野を中心とした国際交流事業に対して重点的な財政支援を行い、バランスの取れた双方向型の大学・学生間交流の促進と、戦略的国際ネットワーク・パートナーシップの構築・強化を目指します。

2. プログラム³について

（1）申請対象となるプログラム

本事業における公募は、以下の取組を実施するプログラムを対象とします。

【タイプ A：交流型】

公募申請時点で EU に加盟している 27 か国（アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク）及び、その周辺の OECD 加盟国 4 か国（外務省ホームページの地域

² 独立行政法人日本学生支援機構「2021（令和 3）年度日本人学生留学状況調査結果」による。

³ ここでのプログラムとは個別提案のことをいい、補助事業総体を事業という。

別インデックスにおいて、「欧州」⁴に区分されているアイスランド、英国、スイス、ノルウェー）（以下「EU 諸国等」という）との大学間交流を進展させる取組であることとします。なお、特に EU に加盟している 27 か国との連携を重視して、EU 加盟国の大学を海外相手大学として含めるプログラムを優先的に採用する予定です。

また、欧州の経済安全保障戦略上の重要分野（半導体、AI、量子技術、バイオ技術等）を中心とした、理系のプログラムを対象とします。

【タイプ B：交流＋拠点形成・プラットフォーム構築型】

タイプ A の交流に加え、プラットフォームに資するような大学間交流を実施しながら、EU 諸国等の大学、関係機関・団体とのネットワーキングを行うことで、採択大学だけでなく、我が国の大学全体における対象地域との、特に修士（博士前期）段階における大学間交流が一層促進されるような拠点を形成するものとします。なお、タイプ A 同様に、EU 加盟国の大学を海外相手大学として含めるプログラムを優先的に採用する予定です。

本事業への申請対象となるプログラムの計画（以下「プログラム計画」という。）は、以下の内容を踏まえたものとしてください。

参加要件

※国内の大学と連携して申請する場合は、その国内連携大学における取組状況も審査の対象となります。

以下の取組を遵守するようにしてください。

（タイプ A・B 共通）

- 学位もしくは単位取得を目的とした修士（博士前期）課程等の交流を中心に据えた国際交流プログラムであること。
- 日本人学生の留学の障壁である語学・心理的ハードルを下げること、実渡航の効果を最大限に高めることを目的に、実渡航前に、例えばオンライン交流などの事前交流を実施すること。実渡航前の交流にあたっては、以下に該当する質の伴った教育研究、学生交流となっていることが求められる。なお、オンライン交流が中心となり、実渡航期間が極端に短い（1か月未満程度の）プログラムは認められない。（実渡航前の交流は、オンラインでの実施を必須とはしておりません。）
- ・協働／共修学習活動（※）が含まれたもので、教育効果に十分配慮した交流となるよう、双方向性（対話性）を確保すると共に、現地学生や教員との交流等について大学等の関係機関や団体等間で事前に協議し、その交流内容と得られる教育効果が具体的に示されているものであること。

⁴ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html>

※協働／共修学習活動：国内外の学生が共に遂行するプロジェクトを通じた学び

○留学後にも学生に対して継続的にフォローアップを行うことで、留学の効果を持続させる計画であること。

○以下の少なくとも一つ以上に該当する、質の保証を伴った交流プログラムの実現を目指すものであること。

- ・各参加大学において、単位取得可能な英語科目が十分提供され、自大学における単位の認定が保証されるなど、学生が自由に科目選択できる交流。
- ・相互に留学先の地域で研究機関・企業や国際機関等におけるインターンシップ等を組み込むなど、将来のキャリア形成に資するプログラムを作成・実施。
- ・修士（博士前期）段階での留学を促進することを目的に、学部の段階から留学へのハードルを下げるような交流・広報等を実施し、修士（博士前期）段階における留学生を増加させる取組を実施。
- ・留学生の受入れ等における安全保障貿易管理において、他大学の参考となるような管理やファカルティ・ディベロップメントの取り組みを実施している、もしくは導入予定。
- ・国際共同学位カリキュラム（ジョイント・ディグリーもしくはダブル・ディグリー）を構築し、プログラム開始5年目までに実施。
- ・AP（アドバンスト・プレースメント）科目の導入（※）により、高校から学部、学部から大学院進学に繋がるような計画（JV-Campus等のオンラインの活用も推奨）。

※例えば、大学生がある大学院で科目等履修生として取得した単位が、当該大学院への入学後に既修得単位として認定する取組等の導入を想定。

○本事業を通じ、英語で卒業（修了）可能なカリキュラムを実施する場合は、外国人留学生と日本人が真に学び合う学修環境（アクティブラーニング等）が実施される取組となっていること。

○プログラムを実施する部局等にとどまらず、全学的な責任・協力体制の下でプログラムを構築すること。

（タイプB）

○主に修士（博士前期）課程における留学促進に必要なノウハウ等の情報を国内の他大学に対して積極的に提供し、本事業の横展開を目指す計画であること。

○本事業の横展開については、「大学の国際化促進フォーラム」を活用して実施すること。

留意事項

※国内の大学と連携して申請する場合は、その連携大学における取組状況も審査の対象となります。

※申請に当たっては、上記の内容のほか、次に掲げる各事項に留意して交流プログラム（プログラム計画の中で大学等が実施しようとする具体的な交流活動）を計画することが求

められます。

- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（ルーブリック等を用いた各授業科目の到達目標の具体的な達成水準の明確化や教務に関する委員会の点検等を通じた事後的に検証する仕組みの構築など）、コースワークを重視したカリキュラムの構成、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修目標の明確化、学修成果の可視化と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視していること。
- 交流プログラムを実施するに当たり、単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっていること。
- 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「高等教育の資格の承認に関する世界規約」⁵において推奨する、「部分的な修学の承認」や「非伝統的な資格取得の形態」により取得された資格の承認・評定（例：学修歴証明のデジタル化、マイクロレデンシャル）の趣旨や考え方を十分に理解した上で、プログラムを構築すること。
- プログラムの実施に伴う外国人学生の受入れ及び日本人学生の派遣の拡大に備え、留学支援員の配置、留学先や奨学金情報の提供、言語・生活サポート等、大学における支援体制の整備を図ること。
- 海外に渡航・滞在する日本人学生の安全に、十分配慮された計画となっていること。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年5月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われていること。
- プログラム計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が具体的に示されていること。
- 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴ったプログラムが実施されるものとなっていること。
- 資金計画が経費や規模の面で合理的なものであり、自走化に向け、補助金以外に独自資金を確保できるような仕組みとなっていること。

プログラムの達成目標について、次の事項に留意することが求められます。

- 国民に分かりやすい形で具体的な目標を設定していること。また、プログラムの社会的・国際的通用性も示すものとなっていること。
- 達成目標の設定に当たっては、プログラム計画において養成しようとする人材像を明確に設定するとともに、それを踏まえて、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な達成目標を設定していること。

⁵（正文） unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000373602/PDF/373602eng.pdf.multi.page=3

（訳文） https://www.mext.go.jp/content/20220921-mxt_koktou01-100014805-1.pdf

加点事項

以下に合致する計画については、審査時に加点されます。

- ・将来の先端分野における国際共同研究や共同学位等の土台となるような、通常の大学間交流を超える総合的・互恵的な関係性を持つ海外相手大学との戦略的な国際ネットワークやパートナーシップを構築する計画。
- ・EU 諸国等の大学等との学生交流だけでなく、積極的な教職員交流を実施。
- ・JV-Campus にコンテンツを提供する、もしくは他大学から提供されるコンテンツを有効活用するなど、交流プログラムにおいて JV-Campus を積極的に活用。
- ・アウトカム指標について、他大学の参考となるような指標を設定する計画。
- ・国内連携大学・海外相手大学や機関等と協同し、学修歴やインターンシップ等の正課外の活動歴等のデジタル化、マイクロレデンシャルを進める計画。
- ・交流する相互の学生が、真の両国間の架け橋となる人材を目指し、双方の文化及び言語について高いレベルで習得する計画。

(2) 採択件数

タイプ A は 7 件程度、タイプ B は 1 件程度

ただし、申請の状況等により、予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(3) 補助期間

最大 5 年間。ただし、国の財政事情等により、これを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) プログラムの規模

補助金基準額：タイプ A（初年度）年間 1, 600 万円

タイプ B（初年度）年間 2, 300 万円

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の 2 / 3 に、最終年度は当

初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、プログラムの内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学⁶を対象とします。なお、連携してプログラムを行う機関としては、短期大学、高等専門学校も対象に含むものとします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。複数大学が参加して実施するプログラム（以下、「連携プログラム」という。）の場合は、主となる1つの機関が代表校として申請することとします。

③ 申請単位

申請は、大学（大学院、短期大学、高等専門学校を含む。以下「大学」という。）を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科）で申請することはできません。

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は、代表申請大学・国内連携大学ともに上限は設けませんが、代表申請大学としての採択は1件までとします。

※ただし、タイプBの国内連携大学に採択された場合には、タイプAの代表申請大学には採択されません。

※タイプBに選定されなかったプログラムのうち、交流推進における計画が優れたものについては、審査の結果としてタイプAとして選定される可能性があります（この場合、補助金基準額等の条件はタイプAと同様になります）

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、事業に申請できません。代表校のみならず、連携プログラムを実施する他の大学も対象となります。

⁶ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和 6 年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
収容定員 充足率	70%	70%	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費における事業のうち令和 5 年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添 2 のとおり。）
- vi) 再推費における事業のうち令和 5 年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添 2 のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
 - viii) 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学
 - ix) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和（短期大学、高等専門学校の場合は学科））が、下記の表 1 に掲げる令和 6 年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表 1 における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
 - x) 設置する学部（短期大学、高等専門学校の場合は学科）のうち、下記次の表 1 に掲げる令和 6 年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学
- ※ix) 及び x) については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。（なお、本取扱いは令和 6 年度限りとし、令和 7 年度以降の措置は行わない。）

(表 1)

区分	大学					短期 大学	高等 専門 学校
	大学規模 (収容定員)	4,000人以上			4,000人 未満		
学部規模 (入学定員)	-	300人 以上	100人 以上 300人 未満	100人 未満			
令和6年度 収容定員 充足率	0.5を 上回る	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

(4) 申請要件

事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（※）において、令和9年3月（中間評価実施年度末）までに確実に達成することが申請の要件となります。

※ i については専攻科、別科、研究所、センター等を、ii～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

（教育改革関係）

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP 制⁷の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること。）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当

⁷ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

する全基幹教員（※）の4分の3以上が参加していること。）。

※従前の専任教員制度を適用する大学等においては専任教員をいう。

- v) 成績評価において、GPA 制度⁸などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

（設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

4. 申請書の作成

（1）申請書等

「令和6年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

（2）指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。その際、プログラムの選定校と非選定校との比較が可能な指標を含められないか検討の上、可能な限り設定してください。

（タイプA・B共通）

- ① 本プログラム計画における日本人学生の派遣数（国別、交流期間、留学の性質、実渡航・オンライン・ハイブリット等）
- ② 本プログラム計画における外国人学生の受入数（国別、交流期間、留学の性質、実渡航・オンライン・ハイブリット等）
- ③ 本プログラム計画における一定の外国語力基準（外部検定試験のスコア等）をクリアする日本人学生数
- ④ 実渡航前のオンライン教育を受けた学生数（分野別等）
- ⑤ EU諸国等との大学との間で実施する協働/共修学習活動数
- ⑥ 実渡航の派遣期間と派遣数（短期・中期・長期別等）

⁸ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

※学生の派遣・受入数として「実際に渡航する学生」「自国にて国際教育・交流プログラムをオンラインで受講する学生」「実渡航とオンライン受講を行う学生」の数をそれぞれ設定してください。

※日本人学生の派遣数と外国人学生の受入数が同数程度となるような計画を設定してください。

(タイプB)

- ① 日本とEU諸国等の大学間交流の推進に関する目標
- ② 本事業の横展開に関する目標

その他、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にしてください。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、プログラムの内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。
- ③ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と

質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

- プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会の「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「プログラム委員会」という。）」において行います。
- 審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。プログラム委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、「令和6年度大学の世界展開力強化事業審査要項」を参照してください。
- なお、本年度の審査に係る面接審査は8月頃に行う予定です。面接対象となった大学には、プログラム委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。
- 本事業にふさわしいプログラム内容や実施体制を有していることを前提に、大学の世界展開力強化事業またはスーパーグローバル大学創成支援事業（SGU）の採択実績のない大学の参加を促す観点も踏まえた審査を行います。（※）
- 選定結果の通知は9月上旬頃に行う予定です。

※背景・趣旨

大学の世界展開力強化事業は、投入される国費を活用することで、これまでの大学独自の取組の中では困難であった、革新的・先導的な大学間交流や教育研究プログラムの構築が促進されるなど、スタート・アップ支援の側面があります。

一方で本事業は、平成23年度の開始から今年で14年目を迎える中、国際に係る高等教育全体の質的向上が進行していることを前提として、採択大学の多様化により事業が狙う取組・効果の全国展開をより図っていく必要があります。

このため令和6年度も、令和5年度と同様、大学・学生間交流プログラムが適切に計画・準備されていることを前提としつつ、スタート・アップ支援を含めた競争的環境を整備し、審査を行うこととします。

(2) プログラム委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. プログラムの実施と評価等

(1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため、外部評価の仕組みの構築や、プログラム参加学生に対するアンケートを実施するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

- ① プログラムについては、プログラム委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の令和8年度に、事後評価は補助期間終了後の令和11年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。
- ⑤ プログラムのPDCAが機能するよう、適切な外部評価の仕組みの構築及びプログラム参加学生に対するアンケート等の活用についても評価する予定です。
- ⑥ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。加えて、本事業の採択大学以外の大学に対しても実施状況を共有し、成果やノウハウの横展開に努めていただくようお願いします。

(4) その他

- ① 選定された大学は、外国人学生の受入れに当たり、当該学生との関係を留学後も適切

に継続していくことが重要であることから、各大学において卒業（又は修了）後の動向を適切に把握することとします。なお、必要に応じて、文部科学省から各大学に対して情報提供を求めることがあります。

- ② 採択大学は、「大学の国際化促進フォーラム」の会員となり、大学の国際化促進フォーラム規約に同意することが求められます。

7. 申請書等の提出方法

(1) 提出方法

令和6年5月7日（火）午前9時から令和6年5月10日（金）午後5時までに、代表申請大学からプログラム委員会事務局に対してメールを送信し、計画調書及び文部科学大臣あて文書提出先となるオンラインストレージサービス Proself の URL を取得したうえで、「令和6年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に定められた申請書等を、令和6年5月16日（木）午前9時から5月17日（金）午後5時までに独立行政法人日本学術振興会が指定する方法により提出してください。期日前の送信提出や郵送、持込は認めません。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 本事業の選定大学には、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣型、協定受入型）による奨学金が重点政策枠として措置される予定です。対象人数は選定後に必要数を調査の上、予算の範囲内で決定します。資格要件等は一般枠と同様です。
- ③ 毎年度、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」（平成21年4月1日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

- ③ プログラムが選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。
- ④ その他
その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」（平成21年4月1日 文部科学大臣決定）及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日 高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じます。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が海外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、定期的な状況報告を受けることによって随時状況確認ができるような体制を確保し、派遣先大学等や派遣学生との連絡を密にしてください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。また、海外での滞在期間が3か月未満の場合は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録することで、在留届（旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する場合は提出が義務付けられているもの）と同様に緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ず「在留届」を提出又は「たびレジ」に登録するよう指導してください。

い。

派遣期間中に派遣・訪問予定先国（地域）もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、派遣学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

（２）安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認いただくようお願いします。

（３）研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

（参考）「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」（令和 3 年 4 月 27 日付け 3 文科科第 70 号）

https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagkoku-000019002_3.pdf

（４）プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際

し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学におけるグローバル化を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育国際化の推進、日本人学生の海外留学、外国人学生の受入の促進など積極的に取り組んでいただくこととします。

(5) その他

本事業の公募は、令和6年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

【公募要領及び事業内容、その他の問合せ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付調整係
（大学の世界展開力強化事業担当）

電話：03-5253-4111（内線3352）

ウェブサイト：

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm

【計画調書及び審査・評価に関する問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局

電話：03-3263-1740

ウェブサイト：<https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

（上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。）

(2) スケジュール

公募説明会	令和6年3月22日（金）
事前登録期間	令和6年5月7日（火）～5月10日（金）
公募締切	令和6年5月17日（金）
面接審査	令和6年8月上旬

選定結果通知	令和6年9月上旬
交付内定（事業開始）	令和6年9月中

（別添1：事業一覧）

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
—大学教育再生戦略推進費—

令和6年度予算額 122億円

■ Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成	
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	9億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	5億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 卓越大学院プログラム	36億円
○ 知識集約型社会を支える人材育成事業	2億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	4億円
○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	1億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	18億円
○ 大学の世界展開力強化事業	13億円
－ アフリカ諸国との大学間交流形成支援	(1億円)
－ アジア高等教育共同体(仮称)形成促進	(2億円)
－ インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(3億円)
－ 米国等との大学間交流形成支援	(5億円)
－ EU諸国等との大学間交流形成支援	(2億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ 高度医療人材養成拠点形成事業	21億円
(高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援)	
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9億円
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	5億円
※補助金事業のみを記載。	

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 5 年度に実施した事後評価の結果により、令和 6 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 30 年度	大学の世界展開力強化事業 (COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援)
平成 30 年度	Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業)
平成 30 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ①：精神関連領域 テーマ②：医療チームによる災害支援領域

- 令和 5 年度に実施した中間評価の結果により、令和 6 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和 2 年度	卓越大学院プログラム
令和 3 年度	大学の世界展開力強化事業 (アジア高等教育共同体 (仮称) 形成支援)
令和 3 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (基礎研究医養成活性化プログラム)

(別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とまらないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

① 「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できません。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の新設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

② 「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できません。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

① 「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

② 「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限り、委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられません。

④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用でき

ます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。

※学生支援のための経費として、交流プログラムの実施に伴う学生の受入・派遣に係る航空券等や電車代等の交通費、ホテルの宿泊費、宿舍借上のための施設・設備使用料に使用することができます。これらの使用に当たっては、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合に限ります。なお、学生に直接必要な金銭等を給付することはできませんのでご注意ください。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の 30%を超えないでください。

※交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通費や乗車回数券等に使用できます。